

愛媛県自殺予防対策連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 自殺予防に関して県内の各関係機関及び団体が効果的な連携を図るとともに、自殺予防対策事業を推進するために必要な事項を協議することを目的とするため、愛媛県自殺予防対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(協議事項等)

第2条 連絡協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 自殺の実態把握
- (2) 自殺予防対策の検討
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 連絡協議会は、別紙に掲げる機関及び団体に構成する。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、心と体の健康センター所長をもって充てる。

2 副会長は、健康増進課長をもって充て、会長が不在のときに代理を務める。

(会議)

第5条 連絡協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

(事務局)

第6条 連絡協議会の事務局は、愛媛県心と体の健康センターに置き、連絡協議会の運営に関する庶務を行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月17日から施行する。